

平成 28 年 5 月 20 日  
経済産業省商務情報政策局商取引監督課

平成 28 年度信用購入あっせん業者等に対する検査基本方針及び検査基本計画

## 第 1 検査基本方針

### 1. 基本的考え方

経済産業省は、割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号。以下「割販法」という。）に基づき、信用購入あっせんに係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もって国民経済の発展に寄与することを目的として、信用購入あっせん業者等に対する監督を適正に実施することが求められている。

このため、経済産業省における信用購入あっせん業者等に対する立入検査（以下「検査」という。）においては、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」（平成 24 年 10 月制定、平成 26 年 6 月最終改正。以下「監督基本方針」という。）に基づき、信用購入あっせん業者等の業務の運営、法令等遵守体制の状況等を的確に把握するとともに、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）に基づき、取引時確認等の実施状況を的確に把握することとしている。

具体的には、経済産業省は、自らが保有する限られた検査資源を最大限に活用し、効果的かつ効率的な検査を実施する観点から、事業規模や業務実態等に応じた検査対象先の選定、重点検証分野の設定等によるメリハリのある検査に努めることとする。

また、各検査職員においても、自らの使命を果たすよう、これまで以上に常日頃から切磋琢磨し、創意工夫をもって真摯に職務に取り組むこととする。

以上を踏まえ、平成 28 年度における検査については、以下のような検査の目的及び検査において留意すべき点を念頭に置きつつ、検査を実施することとする。

#### 【検査の目的】

検査は、割販法及び犯収法の目的を達成するため、信用購入あっせん業者等における業務の運営、法令等遵守体制の状況等について検証することを目的とする。

#### 【検査において留意すべき点】

- ① 検査がいわゆる一方通行に陥らないよう、検査側と被検査側との対話を重視する

よう努める。

- ② 検査においては、検査対象先の規模、業務の状況等を十分考慮し、機械的かつ画一的な運用にならないよう努める。
- ③ 法令等違反行為の検証を行うとともに、幅広い知見に立って重大な問題を捉えるよう努める。
- ④ 内部管理体制の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努める。
- ⑤ 監督部署等と十分な連携を図るよう努める。
- ⑥ 機動的な対応ができるよう常に信用購入あっせんの取引等の動向に幅広い関心を持つよう努める。

## 2. 検査実施方針

### (1) 効率的かつ効果的な検査に向けた取組

#### ① 検査対象先の選定

検査対象先の選定に当たっては、監督基本方針Ⅲ－3－2－2（1）及び（2）を踏まえつつ、機械的な選定にならないよう、信用購入あっせん業者の業務の特性及び消費者苦情の発生状況等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

#### ② 検査の種類

##### イ 定期検査

検査対象先に係る業務の運営、法令等遵守体制の状況等の実態を総合的かつ定期的に検証する。ただし、具体的に問題が発生している場合は、特定の分野及び事項を重点的に検証する。

##### ロ 機動検査

消費者被害事例、クレジットカード等の情報の漏えい問題等の状況に応じて法令等遵守体制の適切性及び検査対象先の実態を機動的に検証する。

#### ③ 検査の方式

検査は、検査対象先の主たる営業所を始めとした営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査する方法により行う。

#### ④ 現物検査の実施

検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うために必要があると判断した場合は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に検査官が直接赴き、原資料等を適宜抽出・収集・閲覧するものとする。

#### ⑤ 検査通告

##### イ 定期検査

原則として検査開始前に検査対象先に通告を行う。

##### ロ 機動検査

原則として無通告で検査を実施する。

⑥ 講評の実施

検査終了後、検査対象先の役員に対し、立入検査事実確認書に記載した指摘事項等について、原則、主任検査官が口頭で伝達する方法で講評を行う。

⑦ 立入検査結果通知書の交付

検査対象先の代表者に対し、正式な検査の結果について、立入検査結果通知書を交付する。

⑧ 意見申出制度

意見申出制度は、検査において検査対象先と検査官との意見相違事項について、検査対象先の代表者が経済産業省に意見を提出できるものとする。

⑨ 検査モニター制度

検査モニター制度は、適切な検査の実施を確保する観点から、必要に応じ、検査対象先の代表者等から検査に関する意見等を聴取するオンサイト検査モニター及び検査対象先の代表者に検査に関する意見等を記入した書面の提出を求めるオフサイト検査モニターの2つの方法により実施する。

(2) 重点検証分野

① 過剰与信防止

信用購入あっせん業者の過剰な信用供与による多重債務者の発生を未然に防止する観点から、割販法に定める支払可能見込額の算定を適正に実施するための体制の整備等について、重点的に検証する。

② 特定取引に係るクレジット契約時調査

特定取引（割販法第35条の3の5第1項各号のいずれかに該当する契約に係る取引をいう。）を行う販売業者等による不適切な勧誘行為等を未然に防止する観点から、購入者等との個別信用購入あっせん関係受領契約の締結に先立って、当該販売業者等に係る苦情の発生状況に応じて、購入者等に対し当該販売業者等の勧誘行為に関する必要な調査を行うための体制の整備等について、重点的に検証する。

③ 苦情処理

購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処理を確保する観点から、購入者等から苦情を受け付けた際に、当該苦情の原因究明、再発防止策等苦情への適切な対処を行うための体制の整備等について、重点的に検証する。特に、加盟店の不適切な勧誘行為等に係る苦情については、当該苦情の原因究明等を適切に行うための体制の整備等について、重点的に検証する。また、認定割販販売協会における加盟店情報交換制度の実効性を確保し、消費者被害の未然防止及び拡大防止等を図る観点から、加盟店が行った利用者等の保護に欠ける行為に関する情報等を取得した場合において、同制度の運用に基づき、同協会への報告を適切に実施するための体制の整備等について、重点的に検証する。

④ 基礎特定信用情報の提供

購入者等に係る特定信用情報の正確性を維持し、過剰与信防止義務の実効性を確保する観点から、加入指定信用情報機関への購入者等に係る基礎特定信用情報の提供に当たり、同機関への情報の未登録、誤登録等の未然防止等適切な情報登録のための体制の整備等について、重点的に検証する。

⑤ 委託先の管理

信用購入あっせんの業務を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行を確保する観点から、委託先の業務実施状況の検証、改善指導等委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための体制の整備等について、重点的に検証する。

⑥ クレジットカード番号等の適切な管理

クレジットカード番号等の漏えい等を防止し、クレジット取引の安全性の確保及び消費者利益の保護を図る観点から、自社が取り扱うクレジットカード番号等の適切な管理及び加盟店等のクレジットカード番号等保有事業者に対する必要な指導その他の措置を実施するための体制の整備等について、重点的に検証する。

⑦ 反社会的勢力による被害の防止

反社会的勢力による被害の防止を図り、信用購入あっせんに係る業務の適切性及び健全性を確保する観点から、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制の整備等について、重点的に検証する。

## 第2 検査基本計画

### 1. 基本的考え方

検査基本計画については、信用購入あっせん業者の業務の特性及び消費者苦情の発生状況等を勘案して策定するとともに、各種の情報を分析し、監督部署との連携の下で検査実施の優先度を判断することとする。

なお、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

### 2. 検査基本計画

登録包括信用購入あっせん業者	50社程度実施
登録個別信用購入あっせん業者	40社程度実施
認定割賦販売協会等	必要に応じて実施

(注) 上記検査基本計画は、事情変更等により、年度途中であっても見直し、変更することがある。